

2024年1月1日

会員の皆様

セントラルフィットネスクラブ東根
店長 外塚 智春

忘れ物保管期間の改定のお知らせ

拝啓

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当クラブをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、2024年2月1日（木）より、当社が定める忘れ物の保管期間を下記のとおり改定いたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

敬具

記

1. 改定日

2024年2月1日（木）

2. 内 容

<改定前> 忘れ物の保管期間 2ヶ月

<改定後> 忘れ物の保管期間 1ヶ月間

3. 改定理由

1ヶ月を超えると忘れ物のお問合せが大幅に減少するため改定させていただきました。

4. その他

貴重品に該当する忘れ物については、警察の指導により定められた期間内で警察署に届け出ることとしています。

以上